

花巻市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年12月19日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

記

1 監査の対象

農林部

農政課（地域農業推進室含む）、農村林務課

建設部

都市政策課、道路課、下水道課、建築住宅課

健康福祉部

地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課（基幹相談支援センター含む）、こども課、こども家庭センター（こどもセンター含む）、健康づくり課（各保健センター、地域医療対策室含む）、国保医療課

教育委員会

若葉小学校、桜台小学校、南城小学校、花巻中学校、南城中学校、花巻幼稚園、西公園保育園

農業委員会

農業委員会事務局

2 監査の実施日

令和6年11月6日～11月7日

3 監査の内容

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和6年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。